

# 児童扶養手当などの受給には申請が必要です

受付は隨時行っていますが、手当は申請の翌月からの支給となります。所得や生活状況、他の手当の受給状況などにより、支給が制限されることがあります。要件は所得や家族の状況などによっても異なりますので、詳しくは各担当課までお問合せください。

	児童扶養手当	母子家庭等児童学資金 交通遺児学資金				
受給できるかた	父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしている児童の父または母、または父母に代わって児童を養育しているかた	父、母、または両親のいない義務教育就学児と生計を共にし家庭で養育しているかた 義務教育期間中の交通遺児の父、母、または両親のいない交通遺児と生計を共にし家庭で養育しているかた				
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父母が婚姻を解消した児童</li> <li>・父または母が死亡した児童</li> <li>・父または母が一定の障がいの状態にある児童</li> <li>・父または母の生死が明らかでない児童</li> <li>・その他上記に準ずる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両親またはその一方が死亡した児童</li> <li>・父母が婚姻を解消した児童</li> <li>・両親またはその一方が重度障がいの状態にある児童</li> <li>・両親またはその一方の生死が明らかでない児童</li> <li>・交通事故により、両親またはその一方が死亡した児童</li> </ul>				
手当の額	<p>○全部支給</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>対象児童数 1人</td> <td>月額 42,000 円</td> </tr> <tr> <td>対象児童数 2人</td> <td>月額 47,000 円</td> </tr> </table> <p>3人目以降は3,000円ずつ加算されます。</p> <p>○一部支給</p> <p>就労などによる年間収入額に応じて、 月額41,990円から月額9,910円までとなります。 ※決定された支給額に児童2人の場合は 5,000円、3人目以降は3,000円ずつ加算 されます。</p>	対象児童数 1人	月額 42,000 円	対象児童数 2人	月額 47,000 円	<p>母子家庭等児童学資金 児童1人当たり 月額 2,500円</p> <p>交通遺児学資金 児童1人当たり 月額 5,000円</p>
対象児童数 1人	月額 42,000 円					
対象児童数 2人	月額 47,000 円					
手当の支給日 (口座振込)	4月、8月、12月(各月15日)	9月、3月(各月末)				
現況届 〔手当を受給しているかたの手続き〕	毎年8月1日～31日までの間に提出してください。 ※現況届が必要なかたには、現況届の詳細について通知しますので、通知を確認のうえ、手続きをしてください。この届を提出しないと、手当が受けられなくなります。なお、2年間提出をしない場合は、受給資格がなくなることがあります。	毎年4月1日～20日までの間に提出してください。 ※現況届が必要なかたには、現況届の詳細について通知しますので、通知を確認のうえ、手続きをしてください。この届を提出しないと、手当が受けられなくなります。なお、1年間提出をしない場合は、受給資格がなくなることがあります。				

■お問合せ 子育て支援課 (猿島庁舎／内線2215)